

## 金融庁、ASBJにおける会計基準等の改正・修正等を踏まえた 「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等 を公表

2025年6月6日、金融庁は、ASBJにおける会計基準等の改正・修正等を踏まえた「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表しました。

制度関連

金融庁



News

- 本件は、企業会計基準委員会（ASBJ）において、以下の会計基準等の改正・修正等を公表したことを受け、財務諸表等規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（財務諸表等規則ガイドライン）について、所要の改正を提案するものです。
  - ・ 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以降、「改正金融商品実務指針」という）
  - ・ 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以降、「リース会計基準」という）
- 本改正案では、改正金融商品実務指針に基づき、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合における追加の注記に関する規定の新設等が提案されています。



### Background

#### ・ 改正金融商品実務指針の公表

2025年3月11日に改正金融商品実務指針が公表され、組合等への出資に係る会計処理及び開示に関する規定の改正が行われています。本改正の背景として、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示及び提供されるという点が挙げられています（改正金融商品実務指針第308-2項）。

#### ・ リース会計基準等の修正

2025年4月23日にリース会計基準等の修正が公表されています。本修正は、会計処理及び開示に関する定めを実質的に変更するものではありません。



### Insight

- ・ 本改正案の内容については、2025年7月7日を期限としてコメントが募集されており、今後、パブリックコメント等の結果を踏まえ、公布の日から施行されます。
- ・ 改正金融商品実務指針に基づき、追加の注記に関する規定が新設される点が本改正案の主なポイントであり、該当する企業においては、今後、開示上の対応が必要となる点に留意が必要です。

## 1. 改正案の概要①（改正金融商品実務指針関連）

組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、以下の事項を注記することが提案されています（財務諸表等規則第8条の6の2第3項、第138条第6項、連結財務諸表規則第15条の5の2第3項）。

- ① 当該取扱いを行っている旨
- ② 当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針
- ③ 当該取扱いを行っている組合等への出資の（連結／中間）貸借対照表計上額の合計額

## 2. 改正案の概要②（リース会計基準等関連）

リース会計基準等の修正を踏まえ、リースの借手の定義等の改正も提案されていますが、当該修正は会計処理及び開示に関する定めを実質的に変更するものではないことから、今回の改正において実務上大きな影響はないものと考えられます。

## 3. 適用時期等

本改正案の内容については、2025年7月7日を期限としてコメントが募集されています。

今後、パブリックコメント等の結果を踏まえ、公布の日から施行されます。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public